

## 第28回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和6年9月25日(水)

開催場所 菖蒲行政センター4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時19分

第28回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 経過報告

第5 会長提出議案上程

議案第148号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第149号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第150号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第151号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第152号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

議案第153号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

第6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第7 報告第141号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第142号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第143号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第144号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第8 協議事項

第9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田	孝 行 君
2 番	岸 田	一 男 君	3 番	池 田	庄 司 君
4 番	岡 田	武 君	5 番	川 鍋	優 君
6 番	柴 崎	行 雄 君	8 番	大 澤	一 樹 君
9 番	渡 邊	敏 男 君	10 番	小 沼	健 司 君
11 番	高 橋	七 海 君	12 番	坂 卷	昭 一 郎 君
13 番	宮 城	与 四 郎 君	14 番	野 口	和 幸 君
15 番	籠 宮	信 寿 君	16 番	坂 卷	泰 子 君
17 番	早 野	公 夫 君	18 番	奈 良	晴 夫 君

欠席委員 1名

7 番 高 橋 真 一 君

推進委員

久喜 1 平 林 勝 博 君

事務局

副 主 幹	村 田 直 洋	主 任	松 田 知 也
兼 係 長			
主 任	松 崎 宣 幸		

午後 2時30分

◎開会の宣告

○副主幹兼係長（村田直洋君） 本日田中事務局長なのですがけれども、久喜市議会の教育環境常任委員会に出席していますので、私のほうで進めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、第28回農業委員会総会を始めます。

皆さん、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日、7番、高橋眞一委員より欠席のご連絡をいただいております。

まず初めに、長谷川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名をさせていただきます。私のほうから指名をさせていただきます。8番、大澤委員、9番、渡邊委員、よろしくお願いします。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、前回総会より、本総会開催前までの経過についてご報告いたします。

総会議案の3ページ御覧ください。初めに、8月28日、埼玉県ビジネス支援課主催による遊休農地及び市民農園担当者研修会がウェブにおいて開催され、松田主任が出席しました。研修内容は御覧のとおりでございます。

次に、8月30日、菖蒲コミュニティセンター第1集会室において、農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会を開催しました。研修内容は御覧のとおりでございます。

次に、4ページ御覧ください。9月11日、埼玉県農業会議主催による農地利用最適化活動活性化研修会が羽生市産業文化ホールにおいて開催され、長谷川会長をはじめ農業委員、推進委員、事務局職員合わせて14名が出席いたしました。研修内容は御覧のとおりでございます。

次に、9月17日、埼玉県農業会議主催による第2回市町村農業委員会職員研修会があげぼのビル及びウェブにおいて開催され、松田主任が出席いたしました。研修内容は御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま村田係長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第148号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第148号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第148号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページ、申請書番号242317、譲受人は菖蒲町台在住の方、譲渡人が菖蒲町台在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の畑1筆、9.40平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を33アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号244301、譲受人は久喜東2丁目在住の方、譲渡人は所沢市在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑1筆、694平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の移譲でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を6アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、7ページ、申請書番号244302、譲受人は鷺宮在住の方、譲渡人は鷺宮5丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮地内の畑12筆、田1筆、合計3,709平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を249アール耕作しており、取得後につきましては、水稻及び野菜の作付を予定しているということでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（大澤一樹君） 8番、大澤です。9月20日に坂巻委員さんと現地調査のほう行いましたので、報告させていただきます。

申請書番号が242317、資料の1番を御覧になってください。目印となる施設なのですけれども、久喜宮代衛生組合菖蒲清掃センターより南に300メートルほどの場所になります。ちょうど目の前に新しいごみ処理施設が建設される整地された土地が道路を挟んで向かい側にあります。農地の状況ですが、草が生えていましたが、膝丈以下に刈られていました。申請地を取得後において適正に耕作されるかの判断ですが、譲受人は久喜市菖蒲町在住で、水田と畑を3,315平米耕作しており、トラクターも所有しております。現地の状況から許可相当と判断します。

以上です。

○11番（高橋七海君） 11番、高橋です。9月24日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号244301、申請地は、さいたま栗橋線の八甫の交差点から南東に300メートルの住宅地内に位置しております。周囲は市道で、東側が宅地となっております。田んぼの状況は、きれいに管理されており、作物も栽培、耕作中でした。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から申請地を取得した後も適正に耕作されると思われま

続きまして、申請書番号244302番です。申請地は、鷺宮神社から西に100メートルのところと300メートルのところ、2か所となっております。1つ目の西に100メートルの位置する申請地に関しましては、周囲は畑と田んぼと南側が宅地、北側が市道となっております。もう一つのほうが、周囲が田んぼで囲まれている状況で、どちらも農地の状況はきれいになっておりました。耕作はされておませんでした。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から申請地を取得後も適正に耕作されると思われま

以上になります。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございました。

ただいまの大澤委員、高橋七海委員からの調査報告について質問をお受けいたします。

岸田委員さん。

○2番(岸田一男君) 申請書番号242317について事務局に確認したいのですが、経営拡大という話になっていますけれども、面積的には9平米ぐらいですよ。これは何を拡大するのですか。ちょっと1坪ぐらいでどういう内容なのか、説明をお願いします。

○会長(長谷川 勲君) 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) これは申請の際にお伺いしたのですが、もともと、筆が食い込んでいる部分があって、それをきれいにしようということで9平米お隣に譲ったというものです。

○2番(岸田一男君) 分かりました。ありがとうございます。

○会長(長谷川 勲君) それでは、そのほかに質問はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第148号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案149号

○会長(長谷川 勲君) それでは、議案第149号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第149号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書9ページ、申請書番号243403、申請者は高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑1筆、田1筆、合計230平米でございます。申請の内容につきましては、駐車場のための敷地拡張による雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。申請人は、当該申請地の隣地にて娘と孫と共に暮らしております。家族全員、車を所有しておりますが、自宅に駐車スペースが少なく、近くの空き地に駐車をさせてもらうなどの対応をしておりましたが、公共工事により使えなくなってしまうことから、自身が所有する当該申請地を駐車場にすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○18番(奈良晴夫君) 18番、奈良でございます。9月21日に現地調査を行いました。

申請書番号243403、資料ナンバー4でございます。申請地は、さいたま栗橋線門樋橋より北西へ100メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、東側が宅地、南西側が資材置場の工事中です。北側は市道でございます。被害防除につきましては、土留め等を設置し、砂利等が飛ばないように計画となっております。

以上、本案件については申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの奈良委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第149号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第150号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第150号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第150号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書11ページ、申請書番号242506、譲受人は東京都荒川区に本店を置き、情報、電子材料の研究開発などを行っている法人となります。譲渡人は、菖蒲町台在住の方ほか4名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の畑8筆、合計3,690平米でございます。申請の内容につきましては、賃借権設定によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。当該法人は、東京都荒川区、さいたま市、久喜市に生産拠点を有しており、化学品の生産拠点は久喜市にあります。さらなる発展のために、その久喜市に新たに研究棟を設けることになりましたが、そうすることで、敷地内の駐車スペースが削られることとなりました。そのため、今回近隣で土地を探していたところ、現在の事務所からほど近い当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地を駐車場にすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、12ページ、申請書番号242507、譲受人は菖蒲町三箇に本店を置き、土木建築工事の請負を行っている法人となります。譲渡人については、菖蒲町台在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の畑2筆、合計870平米でございます。申請の内容につきましては、賃借権設定によります資材置場の敷地拡張を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、農地法施行令の規定、既存敷地面積の2分の1を超えない敷地拡張として許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在資材置場として使用している土地を手放さざるを得ない事情が発生し、代わりの土地を探していたところ、現在営業している隣地の所有者から了承が得られたことから資材置場のための敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号244507、譲受人は宮代町在住の方ほか1名、譲渡人は宮代町在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷲宮地内の畑2筆、合計420平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活をして

おりますが、申請地の隣地に住む母の老後の面倒を見なければならないことから、当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（大澤一樹君） 8番、大澤です。9月20日に坂巻委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号242506、資料の5番を見ていただければと思います。目的となる施設、建物からの距離ですが、国道122号の台の交差点に日本マタイの工場があります。そこから東に久喜菖蒲公園方向に300メートルほど行くとエフテックという会社の駐車場があります。その隣接した土地と、そこから北に150メートルほど行った土地の2か所になります。周囲の状況ですが、県道に接しているほうからご報告いたします。西が市道、北と東側が駐車場、南が県道となっております。もう一か所ですが、北が駐車場、東、西、南は市道となっております。周囲の農地に被害を及ぼすかですが、申請地の隣接地に農地がないために被害を及ぼすことはありません。

もう一点で、242507、資料の6番を見ていただければと思います。場所なのですが、国道122号バイパス台沖交差点から南に100メートル、東に50メートル、今ちょっと閉店してしまっているのですけれども、セブンイレブンがあった、セブンイレブン菖蒲町台店の隣接した場所にあります。周囲の状況ですが、北と西が畑、南側が市道、東側が資材置場となっております。被害防除に関しましては、雨水流出防止堤が市道側以外は設置されています。

以上の2件に関しまして許可相当と判断します。

○11番（高橋七海君） 11番、高橋です。9月24日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号244507、資料7になります。申請地は、久喜市鷲宮浄水場から南に300メートル、JR東鷲宮駅から西に約1キロメートルの集落内に位置しております。周囲は、北側が畑でほかは宅地となっております。被害防除につきましては、周囲にマウントアップを行い、排水に関しても合併浄化槽を設置し、周辺農地の被害を及ぼすことはないと思われま。

以上、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの大澤委員、高橋七海委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第150号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第151号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第151号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

なお、菖蒲65番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第151号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書14ページになります。今月は3件の申出を受けておりまして、うち新規案件が2件でございます。それでは、新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、申請書番号、菖蒲65番、利用権を設定する農地が、菖蒲町柴山枝郷地内の畑3筆、合計808平米でございます。借手は行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、梨作付6年間で予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、鷺宮8番、利用権を設定する農地が上内地内の田7筆、合計3,140平米でございます、借手は久喜南4丁目の在住の方、貸手が上内在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付5年間で予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて11筆、4,675平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） 新規案件のものについては、担当地区の推進委員より経営状況の報告をいただきたいと思えます。

初めに、鷺宮8番の借手につきましては、久喜1地区の平林推進委員よりお願いいたします。

○久喜1（平林勝博君） 平林です。鷺宮8ということなのですが、今回利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市南のお住まいの方でありまして、現状84アールばかり耕作しております。主に水稻なのですが、今回7筆、3,140平米ということで追加といいますか、借り受けるわけですけれども、現状の84アールは良好に耕作されているということです。地域との関係もよく、地域の中心になる担い手ということで鋭意営農活動をされていると思います。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第151号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第152号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第152号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第152号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書16ページ、菖蒲の6番、設定を受ける農地が菖蒲町柴山枝郷地内の畑3筆、合計808平米でございます。借手の方が菖蒲町新堀在住の方です。設定する権利が使用貸借権の設定、梨作付6年間となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についての説明は、以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第152号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第153号

○会長(長谷川 勲君) 続きまして、議案第153号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第153号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について説明させていただきます。

議案書17ページでございます。久喜5地区の農地利用最適化推進委員の内田委員から、8月31日をもって一身上の都合により委員を辞任したい旨の申出がありました。このことから農業委員会等に関する法律の規定により、農業委員会の同意を求めるものであります。

議案第153号 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任についての説明は、以上となります。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございます。

それでは、質問をお受けいたします。

川鍋委員さん。

○5番(川鍋 優君) 5番、川鍋です。実は、この推進委員さんは、私の近所ということでありまして、また私の担当地区になっているところですが、私が今後、代行させていただきたいというふうなことで考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございます。

そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、先ほど事務局から報告のあった方の辞任について、同意することについて賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって可決決定します。

久喜5地区については欠員が生じてしまいますが、それについていかがいたしましょうか。ご意見があれば、お願いいたします。

○5番（川鍋 優君） 欠員はこのままでよろしいかと思えますけれども。

○会長（長谷川 勲君） それでお願いしたいと思えます。それでよろしいですか。

杉田委員。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。ただいまの、川鍋委員さんのほうから申出があったわけですが、残り1年を切ってしまったというわけでございますので、これもやむなしかなというところで、その分ほかの方が補完するというのでひとつご了承、ご理解いただければと思えます。ひとつよろしく申し上げます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、欠員の募集は行わないということでよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、推進委員の人員による欠員の補充は行わないことで決定したいと思います。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 初めに、19ページでございます。農地法第4条の届出でございます。今月1件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、21ページから24ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月11件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、26ページから28ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月3件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、30ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は1件の合意解約に係る通知が提出されております。

報告についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれておりますものを御覧ください。こちらにつきましては、認定農業者を認定するとき、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございます。資料にございますと

おり、今月1件の申請が提出されております。

東京都中央区に事務所を置く法人で、現在の作付面積が2,750アールで、今後、農地を借入れするなどして4,400アールまで拡大する計画でございます。目標とする営農類型が露地野菜の単独経営でございます。今後、農産物の新規販売先の確保を進めていくとともに、作業工程の改善、人員の補強を図り生産性を上げていくことを目標にしております。

こちらの法人ですが、令和6年10月10日まで市の認定農業者なのですが、更新に当たりまして、現在久喜市だけでなく他市町にも耕作をしていることから県で認定することになったため、今回更新をするに当たって協議の依頼があったものでございます。現在も市の認定農業者であり、地域の中で精力的に担い手として活動されていることから、認定について支障はないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された1件の農業経営改善計画について、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。

1番、杉田委員。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。今回、今年の米について若干述べさせていただきたいと思います。

まず、今年8月におけるスーパー等において米不足ということで全国的にスーパー等でも米が足りないということを経済者からいろんな問題が出ているというふうな状況で、マスコミ等でも騒いでいた状況であるわけでございます。それと、米の価格が例年になく高値で推移をしているというような状況であるわけです。今までの値段からすれば倍以上ということであるわけでございますけれども、そんな中では、大体、業者においては1俵、それこそ、かなり高い値段で、JAより高い値段で買っているということで、JAプラス6,000円、7,000円の値段がついているというのが現状かなということでございます。加えて今年の米の収穫なのですが、高温とカメムシということで、これによって、大口の方に私も何人か確認をしたのですが、ややもすれば6俵、7俵、人によっては3俵でしたと、いたよということであるわけでございますが、これは高温と同時にカメムシの消毒をしないためにもみ殻であったということであるわけでございます。そのような状況であるということと、あと米の検査、JAは検査をしているのですが、こちらには該当地区はJAみずほとJA南彩があるわけですが、私もJA南彩の方に一応確認をしたのですが、去年同様、今年については一等が全くゼロというような状況であるということです。二等、三等なのですが、二等でも35%ぐらいだと。あとは三等、ややもすれば規格外も出ているということでございます。そのような状況であるわけでございます。

それと、今日、農業協会の宮代の人に確認をしたのですけれども、農業協会に加入している人は被害届が例年にない申出があるということでお聞きしております。

そんなような状況であるわけでございます。また、既に「きずな」なり、埼玉県の商品品種である「かがやき」、「きずな」なのですけれども、JA南彩の方に聞いたら「かがやき」は、まだ検査はしていないということで、「きずな」は検査をしたのだけれども、残念ながら一等は22%ということで、二等が44%で、三等が34%の状況であるということでお聞きをしたわけでございます。そのようなことで、今年の米が高い割には収量が取れないから、逆に言えば去年より悪いのではないかということで、この原因はカメムシによる原因が1つかなということで。それが1つには、消毒をした人、しない人の差が出ているということで、幾つか消毒の農薬もあるのですけれども、空中散布でやった方、ドローンでやった方、あとは自分で道具でやった方ということはあるのですけれども、ドローンだと下までなかなか行かないと。カメムシは下のほうに入ってしまうから、効果がちょっと薄いということで、道具でやった方については、完全に下までスズランでやっているから、下まで入るから効果があったよということもお聞きしております。そういうことで、農薬については、キラップのフロアブルが一番効くということで、本当は2回やればいいのですけれども、1回やった上でもう一回やれば違うということでもございました。そのようなことを。各地区のお米を作っている方が、こちらの中にも何人かおると思うのですけれども、池田さんからちょっとお聞きしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○会長（長谷川 勲君） ほかに何かありましたら。

○3番（池田庄司君） 新米ですけれども、うちは「彩のきずな」を五、六年前からもう切り替えまして、ずっと作っています。カメムシ対策ということで、今年は動噴で暑いのに一生懸命やったのですが、その成果もあってだかどうかわからないのですが、大体反当10俵近く取れているかなという感じです。農協にほとんど出しているのですが、全て一等です。質的にも例年になくいいのかなという感じはしています。先ほど肥料の話がちょっと出たのですが、肥料も「彩のきずな」専用肥料を40キロですから、反当2袋ですか、それに穂肥が、本来であれば穂肥要らないのでしようけれども、大体NK化成で反当3キロから5キロぐらいまいているのですが、そんな程度で、あとは水関係は適当にやっているという感じで、たまたまラッキーだったかもしれませんけれども、例年と同じか、ちょっと例年よりもいいかなというような状況でございます。

以上でございます。

○5番（川鍋 優君） 先ほど米が10俵ほどですか、すごい、どこの話ししているのかなと。実は、私のところ、本当にもう残念だけれども、去年から大変不作だったのですけれども、今のところ去年よりも相当悪いです。先ほどコシヒカリ、あるいは「きずな」辺りでも、去年から、また1俵近く違います。今新たにその次の晩生の品種を今刈っているのですけれども、これが、もうひどい。先ほど言ったキラップというか、その薬を振らなかった田んぼなのですけれども、よくて5俵か、それで、どう見ても規格外です。今ちょっとそれも、まだ数町あるのだけれども、仕事をやるのがちょっとつらくなっていますので、やはり最後の仕上げといいますか、来年の課題といいますけれども、キラップ、粒剤でもいいのですけれども、これは必ずやらないと今後はちょっと無理ですね、米を取るには。そんな反省点を踏まえながら、今年の稲作を今やっている最中でございます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 早野さん辺り、いかがですか。もう終わってしまった話ですけれども。

○17番（早野公夫君） 私は、全部コシヒカリで、そこで1反当たり、苗箱で9万幾らで、肥料は一発肥料は、濃いやつを2回です。大体、今年8俵ぐらい来ました。私はよかったのだけれども、周りの「きずな」とか、ほかの人は何かこれカメムシはそんな食われていないと思うのだけれども、意外と、みんな多い人で5俵ぐらい、悪い人は4俵、

それも等外扱い品質、そういうような状況でした。田植の時期が4月25日ぐらいでしたか、あんまり早いと具合が悪いような気がするのです。こういう温度も高いし、みんな稲刈っていて、隣の田んぼ見るのだけれども、隣の田んぼが「彩のかがやき」だったのだけれども、普通は稲はこうべを垂れて重たくなるのだけれども、こうべ垂れるどころか、ずっと立っていて、そのままのような状態です。だから、「彩のかがやき」も結構うちのほうでは駄目なのだと思うのよね。だから、コシヒカリでもって、広く植えて、植えた本数は一、二本だから、植えた後、どこ植えたのって言っているぐらい。でも、刈取りの時期には、もう40本から60本近く穂が出ていて、すごく穂が出ているから、やはり植付け時期と田植時期、それによってかなり違うような気がする。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

菖蒲地区は、田植が一番遅いからまだ始まったばかりで、私なんか小林ですから、本当早い人が刈り始めたぐらいでしょう。この収量なんかちょっと分からないのですけれども、昨日聞くと、値段が1俵2万2,000円というのは、ちょっと昨日の時点でそういう耳に入りました。これがどうなるか、収量が。その辺ちょっと情報も収集していきたいなと思います。

そのほか何かありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎閉会の宣告 午後 3時19分

○会長（長谷川 勲君） それでは、以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和6年9月25日

久喜市農業委員会会長 長谷川 勲

署名委員 大澤 一 樹

署名委員 渡邊 敏 男